

受講生募集 受講料無料！

訓練番号 22-13-04-21-0786

厚生労働省 緊急人材育成支援事業・社会的事業者等訓練コース(ワークショップ型訓練)

# NPO地域コーディネーター養成科

社会のためになること。  
人によろこばれること。

# 仕事をする！

今、事業性と社会性を両立した社会的企業の創出が、「公共の未来」を開く大きな原動力です。

都心の大学キャンパスで  
自分の中にある「生きる力」と  
「新たな可能性」を見つける！

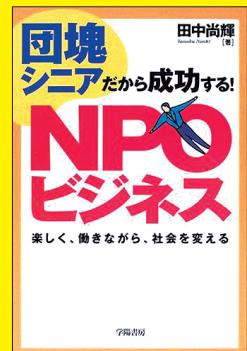
現場の実習先には、コミュニティカフェや  
配食サービス事業所など、  
地域のNPOビジネスでの  
実践的な体験訓練もあります。

私も応援します！

WAC文京校主任講師

田中尚輝

公益社団法人長寿社会文化協会常務理事



募集期間

平成22年8月5日(木)～8月25日(水)

選考日

平成22年8月27日(金) 選考方法:面接

選考結果通知日:平成22年8月31日(火)に通知します。

訓練期間

平成22年9月27日(月)～平成23年3月23日(水) 6ヶ月

訓練時間・定員

9:40～16:20 定員:20名 訓練曜日／月曜日から金曜日

※応募者が最低実施人数に満たない場合は訓練の実施を中止する場合があります。

訓練実施機関名

公益社団法人長寿社会文化協会

対象・受講要件

NPO法人等、社会的事業の起業及び就労をめざす人

訓練実施施設

WAC(ワック)・文京校(日本社会事業大学文京キャンパス内)

東京都文京区小石川5-10-12

地下鉄丸ノ内線「茗荷谷」駅より徒歩5分

受講料

無料 ※自己負担額／14,000円

(教材テキスト代 3,500円+企業実習先への交通費1日700円前後×15日)

申し込み方法

最寄のハローワークで受付後、問い合わせ先へご連絡ください。  
選考などについてご案内いたします。

問い合わせ先

公益社団法人長寿社会文化協会 基金訓練担当 ☎ 03-5405-1501

茗荷谷駅  
徒歩5分

## 修了後の関連職種

NPO事業所、中間支援団体、福祉関連業務、接客・接遇サービス職、配食サービス事業、コミュニティカフェ事業及び、その関連事業。

## 訓練仕上がり像

地域コミュニティのニーズを発掘し、社会的事業に関連する法人を設立する等で、そのニーズに合わせたサービス提供事業を創造する人材。コミュニティカフェによる地域拠点づくり、簿記・会計の知識及びOA・資格・技能を有し、NPO法人法等に従って団体をネットワーク化し継続的な社会サービスを事業化できる人材。

## 修了後に取得できる資格

カスタマーズ・サポーター(WAC認定資格)…外出介助のサポーター資格

## 訓練カリキュラム(一部)

学科	オリエンテーション	開講式、オリエンテーション、修了式
	社会的事業論基礎	現代社会、地域社会、政治、経済等、社会全般に関する知識の習得を目的とした講義
	社会的事業各論	法人の形態、社会的事業の分類種類、社会的事業における福祉分野、NPO事業の経営管理、社会事業ネットワーク論、NPO設立手続き、資金づくり、雇用・労働の保険基礎知識、雇用・労働情勢概論
	カスタマーズ・サポーター検定講座	共生型社会を理解する介助サービス技能とマインドを習得。社会福祉ボランティア論、少子高齢化社会の理解促進、認知症を理解する
	NPOボランティア講座	組織論、NPO法、NPOに期待される役割、存在意義、NPOの目標、先進事例研究、NPOの現状
	キャリアデザイン講座	社会人としての基礎、履歴書の書き方、就職活動準備、電話応対、簿記の基礎知識、ビジネス文書の基礎知識、企業法務概論、自己理解論、コミュニケーションスキル
実技	コミュニティカフェ起業就労	コミュニティカフェ設立に必要な手続、コミュニティカフェを拠点とした地域事業事例、食事サービスのビジネスモデル、地域資源の情報化ワーク、プロセスマッピング、取材・編集ワーク、地域ニーズと資源のマッチング
	NPO起業に役立つ実務講座	キーボード操作からWORD、EXCEL、インターネット、メール、写真加工、チラシ、出納簿、集計表、ファイル管理、セキュリティ、ネットワークの基礎
	カスタマーズ・サポーター検定実技講座	介助の実技、高齢者疑似体験、認知症疑似体験、車いすの操作方法、聴覚視覚障害者に対するサポート、レストラン、スーパー、駅、地下鉄、バス、階段等の交通機関における外出・接客・接遇技能。
	地域ワークショップ	地域ニーズを事業化する企画書を作成し、プレゼンテーションする。事業主体としての仮想NPO法人の運営プログラムを作成する。相互に検証するための評価指標、収支シミュレーションを演習する。



## 訓練・生活支援給付金について

職業訓練を受講している間訓練期間中の生活保障として下記の「訓練・生活給付金」が支給されます。

被扶養者のいる方12万円、左記以外の方10万円。

以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付金の支給対象となる方です。

- ①ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職者給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ④申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧就職安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

### ■注意事項

○遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

○一定の要件を満たされた方に支給されます。

○選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨通知書の交付を受けて下さい。訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。

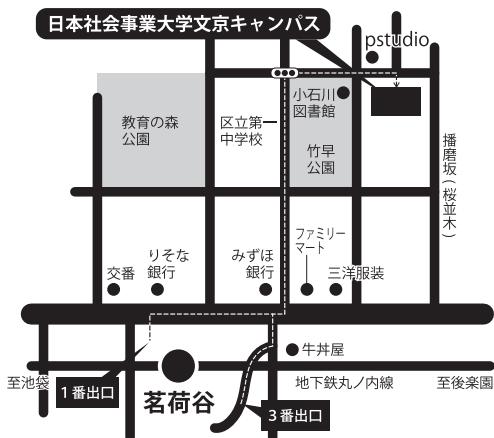
○収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込みが、200万円以下になるようであれば認められます。

○世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万円以下であれば認められます。

○主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

選考会場及び訓練実施施設: WAC(ワック)・文京校  
(日本社会事業大学文京キャンパス内) 東京都文京区小石川5-10-12

●地下鉄丸ノ内線「茗荷谷」駅より徒歩5分



コミュニティカフェサポーター養成講座受講風景